

# 商工会NEWS

No.41

発行 南山城村商工会 令和4年6月1日

京都府相楽郡南山城村北大河原久保14-5

TEL 0743-93-0100/FAX 0743-93-0244

<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>

最新情報は  
ホームページで  
チェック!



## 大切なお知らせ

✓	<b>南山城村商工会通常総会(書面議決)の結果について</b> 令和4年5月30日までに、56名の会員より議決権行使による書面議決書の提出があり、よって定款第29条第1項の規定による総会開催の要件を満たしたので、本総会は有効に成立。提案した議案は賛成多数により、原案どおり決定されました。
✓	<b>事業復活支援金申請期限が6月17日(金)まで延長!!</b> ▶申請IDの発行は5月31日までで終了しています。 ▶登録確認機関(村商工会)による <b>事前確認も6月14日(火)まで延長</b> します
✓	<b>雇用保険料率にご注意ください!!</b> 2022.4.1~事業主負担が変更。2022.10.1~従業員負担率及び事業主負担率も変更。 ※年度途中で保険料率が変更になるのでご注意ください ※同封チラシ参照
✓	<b>労働保険料第一期納入は6月30日までです</b> 労働保険事務組合員のみなさま、年度更新資料のご提出ありがとうございました。 6月2日に労働保険事務組合員様宛に納入通知書を発送いたしますので金額をお確かめの上、期日までに納付をお願いいたします。(窓口にて納付の場合、釣り銭がでないようご協力をお願いいたします)
✓	<b>各種補助金のご案内</b> P.3またはミラサポplus等HPIにてご確認ください NEWSで紹介していない各種補助金情報もあります! 要check!! →→→
✓	<b>プレミアム商品券加盟店登録は6月15日(水)まで</b> 詳細は同封の「プレミアム商品券の発行について」をご参照ください
✓	<b>食品営業従事者検便は6月22日(水)受付です</b> 受付時間は <b>午後1:30~午後3時まで</b> 。詳細は案内文書(協会より発送済み)をご確認ください 料金は相楽食品衛生協会(南山城村食品衛生部) <b>会員1,500円/非会員2,200円</b>
✓	<b>京村まつり2022について</b> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため <b>フォトコンテストのみの実施</b> となりました! 掲載・投票方法など詳細及び募集チラシは、れんげい7月号にてご案内予定です

CHECK!!



# 新会員様のご紹介

## そのものほぐし場

代表 福中聖子さん



吉田さん

福中さん

鍼灸師の**福中聖子**さんは、南山城村田山のご出身。大阪で仕事をしながら資格を取り、村に戻って起業されました。柔道整復師の**吉田洋子**さんは大阪生まれ。柔道整復師の資格を取り、南山城村に移住されました。

福中さんと吉田さんのおふたりでボディケア「そのものほぐし場」を営業されておられます。歩き方や話し方、声のトーンなどを考慮しほぐす順番や、圧のかけかた、強さを一人一人に合うよう心がけていらっしゃる。会員の皆様も疲れた身体を癒しに訪れてください♪

営業場所および時間(5月～9月の情報です ※10月～4月の営業場所&時間は下記までお問合せください)

**金曜日:田山トレーニングセンター 13:00-21:00(受付19時まで)**

**土曜日:旧FRONT店舗(おざき横) 9:00-17:00(受付15時まで)**



◀ 営業場所及び時間の詳細は下記問い合わせ先にてご確認ください ▶

お問い合わせは ☎090-4437-7265 まで



力強くて  
めっちゃ気持ち  
いいでえ〜  
KK

# プレミアム商品券 加盟店登録について



令和4年度南山城村商工会  
**プレミアム商品券を発行**  
いたします！

今年度も**プレミアム率10%**で実施  
予定です。つきましては、商品等と引き換え  
できる**加盟店にご登録**いただき  
ますようお願い申し上げます。

※加盟店申込は同封の登録用紙にご記入の  
上、**6月15日(水)まで**に商工会事務  
局にお持ちいただくか、FAX(93-0244)  
送信をお願いいたします。

詳細は同封の  
「**プレミアム商品券の発行について**」  
をご覧ください。



# 事務局だより



◀ **佐藤 (経営支援員)** ▶

着任してから2か月が経ちました。村の自然の豊かさ、現状の課題など少しずつですが知ることができました。新型コロナウイルスの感染状況は京都府におきましてはGW前と後ではほぼ横ばい、ないしは微減とのことで少し安堵しました。これから制限付きで海外旅行客の受け入れも始まり、インバウンド前と同様とはいかないですが、経済状況は変化する兆しにあります。一方で原材料やガソリン価格の高騰で苦慮されている事業所様も多くいらっしゃると思います。事業の維持及び事業復活、また新事業など事業所様に寄り添った支援に力を注いでまいりたいと思います。まだお会いできていない会員様もいらっしゃるの、お問い合わせいただきたいと思います。

◀ **小川 (経営支援員)** ▶

事業復活支援金について1月より何度かご案内しておりましたが、チラシやNEWSを送るだけでは該当される事業所様でも申請を悩まれ、結果、期限間際に申請される事業所様が多くなってしまいました。今後は支援がより早く皆様に行き届くよう努めたいと思います。会員の皆様もホームページや郵送物をご確認いただき、あてはまるのか否かなど少しでも疑問があれば商工会へお気軽にお問合せください。

◀ **植村 (記帳指導員)** ▶

「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」を受けておられる事業所さまは、1月～6月までの源泉所得税の納期が7月11日となっております。納付書を紛失された場合は、お早めに税務署へ連絡の上、再送手続きをお願いします。



名称	補助率・補助上限	要件等	募集期間	申請方法
小規模事業者 持続化補助金	販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。本補助金は商工会の助言等を得て取り組むもので、申請にあたり商工会が発行する事業支援計画書(様式4)が必要です。 令和4年度は、従来の「コロナ特別対応型」「低感染リスク型」は廃止され、「一般型」が下記表の通り6つの枠に拡充されました。《いずれか一つの枠のみ申請が可能》		第8回締切 6月3日(金) 第9回締切 9月中旬	商工会 OR 電子申請

類型	通常枠	賃上げ引き上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3(赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
申請要件	<p>本補助金の補助対象者は、(1)から(4)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者(個人、又は日本国内に本店を有する法人)等(単独または複数)であること。</p> <p>(1)小規模事業者である (2)資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと(法人のみ) (3)確定している(申告済)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていない (4)本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(別項申請の参加事業者の場合も含む)</p>	<p>◆追加申請要件 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上であること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より30円以上とする必要あり。</p> <p>◆赤字事業者 「賃上げ引き上げ」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロである事業者</p>	<p>◆追加申請要件 補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大すること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。</p> <p>※常時使用する従業員の考え方は、HPより「参考資料」を参照ください。</p>	<p>◆追加申請要件 申請時において、「アトツギ甲子園(※)」のファイナリストになった事業者であること。</p> <p>※アトツギ甲子園ホームページ (<a href="https://atotsugikoshien.go.jp/">https://atotsugikoshien.go.jp/</a>)</p>	<p>◆追加申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け開業した事業者であること</p>	<p>◆追加申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。</p> <p>※インボイス対応を見据えたデジタル化に関する補助金、IT導入補助金をご活用ください。</p>

<b>ものづくり補助金</b> 一般型・グローバル展開型 	【通常枠】 1/2 (小規模 2/3) 750万~1250万※	<b>【基本要件】</b> 以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円  ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。詳細は、HPをご参照ください。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。	一般及び グローバル展開型 第11次締切  8月18日(木) 17:00	<b>電子申請</b>
	【回復型賃上げ・雇用拡大枠】 2/3 750万~1250万※			
	【デジタル枠】 2/3 750万~1250万※			
	【グリーン枠】 2/3 1000万~2000万※ ※従業員規模により異なる			
	グローバル展開型 1/2 (小規模2/3) 補助上限 3,000万円			

<b>IT導入補助金</b> 	【通常枠 A型】 1/2以内 30万~150万円未満	<b>通常枠(A・B類型)</b> IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。  <b>デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)</b> 中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています	通常枠 第2次締切 及び デジタル化 第4次締切  6月13日(月) 17:00(予定)	<b>電子申請</b>
	【通常枠 B型】 1/2以内 150万~450万円以下			
	【デジタル化基盤導入類型】 3/4または2/3 5~350万円			

<b>事業再構築補助金</b> 	【通常枠】 中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 100万~8000万円	下記①、②の両方を満たすこと。(※1)  ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前(2019年又は2020年1月~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。(※2) ② 経済産業省が示す「事業再構築指針( <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html</a> )」に沿った3~5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。(※3) (※1.2.3及び詳細はHPにてご確認ください)	6月30日(木) 18:00  	<b>電子申請</b>
	[大規模賃金引上げ枠] 中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 8000万~1億円			
	[回復・再生応援枠] 中小企業者等 3/4 100万~1500万円			
	[最低賃金枠] 中小企業者等 3/4 100万~1500万円			
	[グリーン成長枠] 中小企業者等 1/2 100万~1億円			

# 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

◆申請期限が6月17日(金)まで延長されました

◆申請IDの発行は5月31日(火)までで終了しています

◆登録確認機関による事前確認は、6月14日(火)まで

## 復活支援金 差額給付 について

<差額給付とは>

基準月の月間の事業収入等と比較して、対象月の月間の事業収入等の減少が30%以上50%未満の区分で事業復活支援金の給付(初回給付)を受けた方に対して、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の申請を行った日を含む月以降のいずれかの月であって、初回給付の申請を行った時点で予見されていなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して、月間の事業収入等が50%以上減少した月が存在する場合に限り、その月を対象月とした支援金を給付するものです。

事業復活支援金の差額給付の受給は、同一の申請者(同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む)につき、それぞれ一回限り申請することができます。

差額給付の申請期間 2022年6月1日(水)~6月30日(木)

事業復活支援金を受給した方のうち特定の要件を満たす一部の方が申請可能です。

対象となる可能性のある方はマイページ上に差額給付の申請ボタンが表示されます。



<給付要件>

以下の全ての要件を満たす場合、差額給付を申請することができます。

- ・事業復活支援金の初回給付を受けたこと(ただし、初回給付に係る支援金を全額返還した者を除く。)
- ・初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満の減少であったこと
- ・差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること
- ・差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること
- ・差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること

## 令和4年度雇用保険料率のご案内

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。

令和4年4月1日~令和5年3月31日までの雇用保険料率は右記のとおりです。

- ・令和4年4月~、事業主負担の保険料率が変わる
- ・令和4年10月~、労働者負担&事業主負担の保険料率が変更

・年度の途中から保険料率が変わりますのでご注意ください



(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。